障害者に対する支援と障害者自立支援制度			三〇
精神疾患とその治療	六〇		六〇
精神保健の課題と支援	六〇		六〇
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）			三〇
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	三〇		三〇
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	一二〇		一二〇
精神保健福祉に関する制度とサービス	六〇		六〇
精神障害者の生活支援システム	三〇		三〇
精神保健福祉援助演習（基礎）	六〇		六〇
精神保健福祉援助演習（専門）	九〇		九〇
精神保健福祉援助実習指導	二一〇		二一〇
精神保健福祉援助実習		一，二〇〇	
合　計	七二〇	一，二〇〇	二一〇

備考　一　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、合計の項の時間数の欄に定める時間数の二分の一を超えない範囲で、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

二　指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第五条、第六条関係）

科目	時間数							
	精神保健福祉士短期養成施設等				精神保健福祉士一般養成施設等			
	面接授業	印刷教材による授業	実習		面接授業	印刷教材による授業	実習	
人体の構造と機能及び疾病	六	一六二	三		六	一六二	三	
心理学理論と心理的支援								
社会理論と社会システム	六	一六二			六	一六二		
現代社会と福祉								
地域福祉の理論と方法								
社会保障								
低所得者に対する支援と生活保護制度								
福祉行財政と福祉計画								
保健医療サービス								
権利擁護と成年後見制度								
障害者に対する支援と障害者自立支援制度								
精神疾患とその治療								
精神保健の課題と支援								
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）								
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	三	八一				八一		

精神保健福祉の理論と相談援助の展開	一二	三二四	一二
精神保健福祉に関する制度とサービス	六	一六二	六
精神障害者の生活支援システム	三	八一	三
精神保健福祉援助演習（基礎）			三
精神保健福祉援助演習（専門）	六	一六二	六
精神保健福祉援助実習指導	九	二四三	九
精神保健福祉援助実習			
合　計	五一	一，三七七	五七

精神保健福祉の理論と相談援助の展開	一二	三二四	一二
精神保健福祉に関する制度とサービス	六	一六二	六
精神障害者の生活支援システム	三	八一	三
精神保健福祉援助演習（基礎）			三
精神保健福祉援助演習（専門）	六	一六二	六
精神保健福祉援助実習指導	九	二四三	九
精神保健福祉援助実習			
合　計	五一	一，三七七	五七

備考　一　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、合計の項の時間数の欄に定める時間数の二分の一を超えない範囲で、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

二　指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（精神保健福祉士法附則第二条第一号に規定する指定講習会を指定する省令の廃止）

第二条　精神保健福祉士法附則第二条第一号に規定する指定講習会を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百八号）は、廃止する。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の前に第一条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二条第六号に規定する相談援助事業を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第一条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

（障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の前に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「改正法」という。）による改正前の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第一条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

（助教授の在職に関する経過措置）

第五条　学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条第七項の助教授の職にあった者は、第二条の規定による改正後の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下「新指定規則」という。）第五条第一号ト⑴の規定の適用については、准教授の職にあった者とみなす。

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に指定を受けている第二条による改正前の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下「旧指定規則」という。）第一条第一項に規定する養成施設等において、旧指定規則別表第一に規定する精神保健福祉援助演習又は精神保健福祉援助実習を教授している者については、新指定規則第五条第一号ト各号の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授することができる。